

参 考 資 料

- 【資料１】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則
- 【資料２】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会推進体制
- 【資料３】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項
- 【資料４】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
（宮崎県）宿泊基本方針
- 【資料５】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
（宮崎県）宿泊基本計画
- 【資料６】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
（宮崎県）医事衛生基本方針
- 【資料７】 第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会
（宮崎県）医事衛生基本計画

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会会則

令和 5 年 7 月 1 1 日
設 立 総 会 決 定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会において、日南市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 日南市を代表する者
- (2) 日南市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 常任委員 3 5 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、日南市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

（任期等）

第8条 委員及び役員（以下、「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

（顧問及び参与）

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

（会議の種類）

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

（1）総会

（2）常任委員会

（3）専門委員会

（総会）

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

（1）競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

（2）会則の制定及び改廃に関すること。

（3）事業計画及び事業報告に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）常任委員会に委任する事項に関すること。

（6）その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果必要に応じて次の総会に報告する。
 - （1）総会から委任された事項に関すること。
 - （2）専門委員会の設置及びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - （3）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 9 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第15条 準備委員会の事務を処理するため、日南市産業経済部観光・スポーツ課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第16条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

（委任）

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

（解散）

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、令和5年7月11日から施行する。

（経過措置）

2 準備委員会の令和5年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和6年3月31日までとする。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会推進体制

総会【審議・議決】 ※第11条関係

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 競技会の開催運営に関する基本方針 | (4) 予算及び決算 |
| (2) 会則の制定及び改廃 | (5) 常任委員会に委任する事項 |
| (3) 事業計画及び事業報告 | (6) その他重要な事項の審議・決定 |

委 任



報 告

常任委員会【審議・決定】 ※第12条関係

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 総会から委任された事項 | (3) 総会を招集するいとまがない緊急事項 |
| (2) 専門委員会の設置・付託・委任事項 | (4) その他委員長が必要と認める事項 |

付託・委任



報 告

専門委員会【調査・審議】 ※第13条関係

常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告

※第1回常任委員会にて審議・決定するため現段階では予定

- 総務企画委員会：総合計画、財務、広報、市民協働、歓迎、接伴など
- 競技式典委員会：競技会場、施設整備、式典など
- 宿泊衛生委員会：宿泊、医事、食品環境衛生など
- 輸送交通委員会：輸送、交通、警備、消防防災など

準備委員会事務局

日南市産業経済部観光・スポーツ課内

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日南市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

令和5年7月11日
第1回総会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会会則
第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
宿泊基本方針

令和3年7月5日
第8回常任委員会決定
令和4年2月14日
第9回常任委員会改正

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事については、国スポ及び障スポ（以下「大会」という。）の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、宮崎の多彩な魅力を全国へ発信するため、次の方針に基づき実施する。

1 宿 舎

- （1）参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- （2）会場地市町村内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に應じ、関係機関・団体等と協議の上、公共施設、民家等及び近隣市町村（原則として県内）の旅館等を利用する。
- （3）風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

2 配宿

- （1）国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。
ただし、近隣市町村(原則として県内)の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- （2）大会の選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- （3）役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- （4）障スポ参加者にとって、利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県及び旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団

法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県が決定する。

4 食事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
宿泊基本計画

令和4年2月14日
第9回常任委員会決定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

（1）宿舎に関する調査の実施

〔国スポ〕

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

〔障スポ〕

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

（2）宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

（3）仮配宿計画の作成

〔国スポ〕

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績及び宿泊意向調査に基づき、県と会場地市町村が連携し、仮配宿計画（会場地市町村ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

〔障スポ〕

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配宿計画を作成する。

（4）宿泊施設の充足対策

〔国スポ〕

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町村が、会場地市町村内の旅館の客室提供の促進、近隣（原則として県内）市町村旅館の利用、公共施設等の転用及び民家の利用など、必要な充足対策を行う。

なお、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県及び会場地市町村等

による連絡会議を設置する。

[障スポ]

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場地市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

[障スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

[障スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊本部の設置

[国スポ]

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県及び会場地市町村に宿泊本部を設置する。

[障スポ]

宿泊申込み及び変更、取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

[国スポ]

参加者の宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県が旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[障スポ]

参加者の宿泊料金については、国スポの宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体と協議し、県が決定する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場地市町村が、必要に応じて調達斡旋を行う。

[障スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
医事・衛生基本方針

令和 3 年 7 月 5 日
第 8 回常任委員会決定

第 81 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 26 回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、関係機関・団体等の協力を得て、清潔で快適な環境の下で十分な活躍と観覧ができるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

2 防 疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

5 馬事衛生

馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会
医事・衛生基本計画

令和 4 年 2 月 14 日
第 9 回常任委員会決定

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町村及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。

1 医療救護対策

(1) 救護所及び救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の傷病の発生に速やかかつ適切に対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

(2) 傷病の発生時の対応等

傷病の予防に関する啓発及び発生時の患者への対応については、パンフレットの作成・配布等により、各都道府県、宿泊施設、医療機関等に周知徹底を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防疫に関する知識の普及及び意識のより一層の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

参加者等の、特に消化器系感染症の発生予防のため、宿舍、弁当調製施設等の業務従事者を対象とした、保菌検査（検便）等の健康診断実施の励行に努める。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舍及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識のより一層の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の向上を促す。

(2) 監視・指導の実施

宿舍や弁当調製施設など食品取扱施設を対象に、監視・指導を行う。

4 環境衛生対策

(1) 会場及び生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会

場、河川・道路等公共の場所及び観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

(3) 宿舍の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舍に対して必要な指導等を行い、宿舍の衛生対策に努める。

(4) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(5) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

会場及び宿舍等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

(7) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙が生じないように、競技会場等における受動喫煙防止対策に努める。

5 馬事衛生対策

(1) 防疫対策

馬術競技出場馬の防疫に万全を期するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫検査や消毒、害虫駆除等の必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努める。

(2) 出場馬の健康管理

出場馬の健康保持のため、健康検査や健康観察、装蹄等を実施し、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

(3) 厩舎等の管理運営

出場馬の円滑な入退厩、敷料等の確保や施設の衛生対策等、厩舎等の管理運営を適切に行う。

6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。